

※表彰状番号 第 号 ※令和6年度（第74回） ※ 年勤続表彰

永年勤続従業員表彰申請書

令和 年 月 日

北見商工会議所会頭 殿

住所又は所在地

申請人 氏名又は名称 及び代表者名 ⑩

下記の者は品行方正で誠実勤勉に業務に精励した従業員でありますので北見商工会議所表彰規則第9条により表彰していただきたく申請いたします。

氏名	(ふりがな)	生年月日	昭和 年 月 日生 平成	(4月1日現在の年齢)	満 才 ヶ月
現住所					
就業年月日	昭和 年 月 日 平成	現在の職責	最終学歴		
勤続年数	満 年 ヶ月勤続（申請の年の4月1日現在における勤続年数を記入のこと）				
賞罰					
職歴の概要	年 月 日	事 項			
		(役職の就任歴、本店・支店・出張所・工場等への勤務経歴は詳細に記入のこと)			

◎裏面をよく読んでから記入願います。 ※印の欄は記入しないでください。

※ご記入いただいた情報は、当所主催の永年勤続従業員表彰の審査、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、社名・個人名については当所会報等で公開することがあります。

表彰規則第3章（会員事業所従業員の表彰） 抜萃

- 第11条 本商工会議所は会員である事業所の永年勤続従業員であって、品行方正で誠実勤勉に業務に精励した者を毎年1回表彰する。
- 第12条 前条による表彰の種類は次の通りとする。
- 40年表彰 満40年勤続した従業員
 - 30年表彰 満30年勤続した従業員
 - 20年表彰 満20年勤続した従業員
 - 10年表彰 満10年勤続した従業員
- 第13条 本商工会議所の会員である事業所の従業員で、特に功労ある者に対しては、その勤続年限にかかわらず表彰することができる。
- 第14条 前三条による表彰の方法としては、表彰状及び記念品を授与する。
- 第15条 第11条及び第13条による表彰を請求しようとするときは、別に定める様式による申請書により、若しくは申請理由書、勤務成績書を添付した申請書により、事業主が責任ある申請をしなければならない。
- 第16条 表彰を受けた者で業務を怠り又は信用を害するような行為のあったときはその表彰を取消すことがある。
- 第17条 本章による従業員の表彰に必要な費用については別に定める。

記 載 上 の 注 意

- (1) 勤続年限の算定は表彰申請の年度の4月1日現在において、同一事業所における勤続年限とする。
- (2) 事業所の合併、吸収等によりその事業主を異にするも、前営業を継承した事業主の下に勤続した者は、その年限を通算することができる。
- (3) 同一事業主の下に勤続している場合は、事業主が同一営業を行っていなくてもその期間を勤続年数に算入することができる。但し事業主が商工業以外の職業に従事していた期間に勤続した年数は算入することができない。
- (4) 事業主と従業員が親族又は特殊の縁故関係にあるものについては、特に調査委員をあげてその事績の調査を行うことがある。
- (5) 事業所の代表者、役員等は表彰の対象としない。
- (6) 第13条の特殊の功労ある者とは、災害等により事業所を守った者、業務上有益な発明研究をなしその事業所の発展に貢献した者、その事業所の勤務を通じ業界の発展振興に特に貢献した者等をいう。
- (7) 過年度会費に未納ある事業所からの申請については、表彰を行わない。
- (8) この表彰は、申請の年の4月1日現在で満10年、満20年、満30年、満40年にそれぞれ達している従業員のみが対象となる。(11年、21年、31年、41年等は対象外である)